

公共事業の品質確保のための
監督・検査・成績評価の手引き
—実務者のための参考書—

平成22年7月

〈編著〉国土交通省全国総括工事検査官等会議

4-2 請負工事成績評定要領について

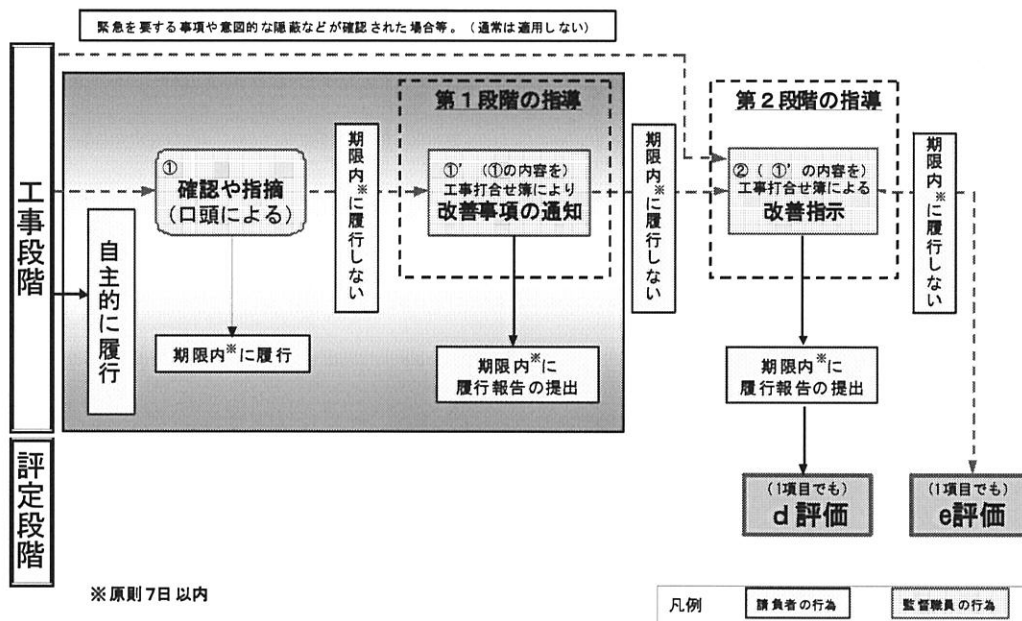
請負工事成績評定要領の基本的解釈と運用方法について（参考）

【基本的解釈と運用方法】

評定における「評価対象項目」は、契約書、特記仕様書、土木工事共通仕様書等に記載されているいわば契約事項であるものがほとんどであり、実施されなければ契約不履行という前提で解釈できそうです。が、次のように解釈する必要があります。

- ・ 契約事項は、請負業者の責任において自ら遂行しなければならないものであるが、実態として監査員としての指導や助言なしでは工事を遂行できない請負業者が見受けられます。評定は、工事を完成させるまでの過程で、監督職員がどの程の指導や助言をしなければならなかったのか確認して評価を行うものとなっています。指導や助言が多くなるにしたがい評価は低くなります。
- ・ さらに、これらの評価にも「透明性」「客観性」が求められています。したがって、その工事の評価点に至る過程も明確にしておかなければなりません。それらを[「施工プロセス」のチェックリスト]及び「工事打合せ書」に記録することになっています。なお、工事検査官にとってこれらの記録は、請負業者の各種能力を評価する際の重要な情報となります。
- ・ 『工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表』における「評価対象項目」に「レ点」を付すことができるのは、当該項目に関する業務を請負者が自主的に実施した場合のみとします。発注者側監査職員の指導や助言があった場合、その結果が合格水準に達していても「評価項目」に「レ点」を付すことはできません。
- ・ 『工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表』における「評価対象項目」に「レ点」を付す場合の条件としては、前項の条件を満たし、かつ、その結果が合格水準以上であることが必要です。
- ・ 請負業者の工事履行能力などにより、何らかの契約不履行に至る可能性が認められたときは、それを指摘し指導をして改善させることとなりますが、評定では指導から改善に至る過程を打合せ書で記録することとなります。指導は2段階となります。一段階の指導は「打合せ書の通知」で行い、通知により改善されなければ「打合せ書の指示」により改善をします。なお、「文書（打合せ書）による改善指示」を行った場合、その【細別】の評価はd、あるは、eとなります。「打合せ書の通知」を行う際にはその時期（タイミング）が重要となります。

このように、工事遂行能力に欠ける請負者に契約上、不適切な部分が認められた場合には、文書による「通知」や「指示」によって改善を求めることになり、契約不履行を容認するというにはなりません。



【総合評価における技術提案履行確認】

- ・ 技術提案の履行確認は、総合評価落札方式において技術提案を求めた工事（簡易型タイプで施工計画の優劣を評価している工事を含む）を対象に行います。
- ・ 総合評価の技術提案の「履行」、「不履行」の確認は、総合評価落札方式における技術提案のすべてを対象に行います。そのため、監督職員は、発注担当者から通知される、技術提案の内容を工事着手前に十分に把握しておくことが必要となります。
- ・ 確認の結果については、「工事成績評定通知書」（別紙様式第1）における4 成績評定 ② 技術提案履行確認欄に「履行」、「不履行」又は「対象外」を記載し、請負者に通知するものとします。
- ・ 「不履行」の場合における減点などの処置については、各地方整備局等の「技術審査会」などで審議されることとなります。